

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

一、国の経済財政運営についてと消費税増税について

最初の質問は、国の経済財政政策アベノミクスのこれまでとこれからを所感を問うと、こういう御質問であります。

3つの要素があるわけでありまして。1つは、金融政策であります。日本銀行の大幅な金融緩和により、安倍政権発足時と比べますと、大幅な円安、株高が進むなど、相当の効果があつたというふうに考えております。一方で、円安による輸入物価の上昇、輸入品を活用される企業にとってはコスト増といった問題もあります。それから、世界的に見ますと、世界経済がどうなるかということがあるわけですが、米国の金融緩和がいずれ規模を縮小していきたくらうと見られていると。そうしますと、新興国などに対する影響もあり、そうした場合、日本が一体どういう影響を受けるのかという問題はあるわけでございます。

次に、財政政策であります。デフレの要因であります需給ギャップをある程度解消するためには、起爆剤と申しますか、経済を立ち上げるエネルギーが必要であるという判断から、前政権からでありますけれども、そして安倍政権におきまして、かなりの財政による刺激策をとってきておるといふことであります。また、今般の消費税引き上げに際しましては、補正予算で経済対策を講ずるといふこともやっておられ、全般に金融政策、財政政策が機動的、弾力的、特に金融政策は異次元の緩和がついていて、一定の評価をしておるところであります。

次に、3番目の成長戦略、これはいろいろなことをやっておられるわけですが、これは短期間で簡単に成果が出るようなもんじゃありません。それから、世界全体との競争の中で行われておるわけですから、そういう関係がどうなるかということですが、粘り強く、これに対しては取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

次に、県経済の現状でございますが、県内には大企業などの輸出企業に対して部品を供給する、自動車の部品なんかがそうでありまして、そしてまた村田製作所のように、御自身が大変な輸出企業であり、島根の工場のコンデンサーは海外にダイレクトに大量に輸出をされるといったような分野があるわけでございますが、そういう物づくり産業においては、生産の大きな拡大があるということでございます。そういう意味で、アベノミクスが輸出を通じて大きな効果をもたらしておるといふふうに見られます。

また、これはアベノミクスと必ずしも直接関連しませんけれども、社会資本の整備も国策によって進んでおりますし、またさきの質問でもありましたけれども、災害復旧のための需要があるということ。そうしたことで、業績が拡大をしている企業群もあります。他方で、輸出にかかわりのない企業でありますとか、あるいは中小零細な企業、あるいは輸入された中間材を使って事業をやっておられる方々に対しては負担の増といったようなものもあるということで、業種や企業によって影響は区々であるというふうに思っております。

個人消費の引き上げについては、秋から最近に至るまで、消費税引き上げ前の駆け込み需要もあつて、持ち直しの動きも見られますし、自動車販売では非常に大きな売り上げがあるということで、全体として、消費については一定の伸びがあるというふうに見ています。

他方で、給与所得が伸び悩んでおるといふこと、非正規雇用の割合が高いことなどから、アベノミクス効果がまだ家計部門まで大きく及んでいる状況にはないだろうと、こういう感じがするわけでありまして。

いずれにしても、そういう意味で、県全体としては、まだまだ景気回復が進んでおるといふ実感を得られるところまではまだ来てないなという感じがするわけですが、いずれにしても、前の御質問でもお答えしましたけれども、産業を振興するというのが一番基礎にあるわけでありまして、それで雇用をふやす。雇用がふえるようになって人が足らなくなれば、賃金も上がるわけでございまして、そういう

ことを県としては引き続きやっていきたいというふうに考えております。

次に、4月からの消費税増税は、中長期の経済成長の視点のない増税ではないかと、それについてどう思うかという御質問であります。

国、地方を通じました公的債務残高は、GDPの2倍以上になっておるといことであります。他方で、社会保障関連の経費は人口の高齢化、あるいは人口の減少等々に伴いまして、引き続き増加傾向をたどるわけでありまして、そういう意味で、社会保障制度を安定化する、あるいは財政全体が安定化するといったことは、いずれにしてもいつかやらなきゃいかんという問題です。私は、これは個人的な考えですけども、アベノミクスができたのも、与野党間で財政の健全化を中長期的にやっていこうと、今度の5%の引き上げは、多分第1段階目だと私は思いますけども、やっていこうという合意ができた。そして、国民もそういうことをせざるを得ないということについて、ある程度理解が進んで、大胆な財政金融政策をとっても、一定の枠組みの中でそれが膨張して、風船が割れるようなことにはならないというような枠組みができたからできたというふうに見られるのではないかと考えております。

そうしませんと、あれだけの債務を一体どうやってマネジしていくのか。今の世界経済、特に金融のグローバル化を考えますと、日本国債を持っている持っていない関係なく、売り合わせは可能なわけでございまして、そういう意味で、安定を目指す枠組みがしっかりしているという中でアベノミクスがやっていけるなど。それが今まではできなかったから、そうした大胆な政策に踏み込むことができなかったんではないかというふうな見方をしておるわけでございます。そしてまた、今後も財政の健全化が進むということが内外ともにわかっていくということが、日本の中長期的な成長を目指すためにも必要ではないかというふうに思います。

次に、国の25年度補正予算、それから来年度予算の所見を問うと。地方財政計画を含めてということになります。

政府の補正予算、来年度予算、経済の好循環の実現と財政健全化の両立を目指して、種々苦心をされた、工夫をされた予算であるというふうに見ております。補正予算におきましては、消費税引き上げに伴う経済への影響を緩和するための経済対策もとられております。そしてまた、中長期的な成長戦略のための成長促進策、あるいは競争力強化対策、あるいは低所得者等への消費税引き上げの影響緩和、いろんな対策も盛り込まれておるといいうふうに思います。

それから、国、地方との関係におきましては、都市部と地方部の財政力格差についても一定の配慮をしておるといいうことでございます。やはり景気のいいときには、大都市部で地方税はふえますが、地方ではそれほどふえないわけでありまして、そうすると、やはり大都市と地方間の財政調整をきちっとやっていくということが大事になるわけでありまして、それにつきましては、法人住民税の一部を国税化して、これを交付税として配分をするというような制度の導入が決まりました。そしてまた、数年前に同様の趣旨で行われた法人事業税の一部を譲与税として配分をする、これも東京都などは税制改正ができたんだから、これをもうもとに戻すべきだという主張がありましたが、一部が残されるということになっておるといったことで、地方部の声にも一定の配慮がなされており、日本の経済全体の再生に向けて配慮された予算であるというふうに思います。

一、農政改革について

・農政改革について

次に、国の農政改革に関連しての質問であります。

島根県は、中山間地域等の条件不利地域が大宗を占めておりまして、今回の国の農政改革のもとでも、そうした地域を含めまして、農業が安定的に維持され、農村の地域社会が維持されるといったことが大変大事だといいうふうに考えておるところであります。このため、今般、改革に伴いまして拡充されました国の予算を十分活用しながら、例えば需要に合った主要米の生産、その関連で、飼料用米等の支援単価の大きい作物による水田の活用の推進、農業の多面的機能発揮を支える取り組みへの支援、集落営農など担い

手への農地の集積、あるいは6次産業の推進などによりまして、中山間地域を含め、県内農家の方々が安定的に営農が続けられるよう、農業、農村の振興に全力を挙げて取り組む考えであります。以上であります。

▼○議長（五百川純寿）▽ 石黒農林水産部長。

〔石黒農林水産部長登壇〕

・生産調整（減反）及び生産数量目標配分の廃止について

▼○農林水産部長（石黒裕規）▽ 私からは、農政改革に関連いたしまして、大きく5つの項目についてお答えいたします。

まず、1つ目の項目ですけれども、生産調整の見直しの関係でございます。

まず、生産調整廃止による本県農業、農村への影響についてお尋ねがございました。

林農林水産大臣は、国会答弁の中で、生産調整の見直しにおいて、米を余らせても構わないということは政策としてあり得ないと考えており、需要に応じた生産を図っていくことが当然必要であるというふうな発言をされております。今回の農政改革におきましても、飼料用米等のインセンティブを高めることで、中山間地域を含めた我が国の水田を引き続き水田として有効に活用するとともに、需要に応じた米生産を行う環境を整えることで、需給と価格の安定を図ることとしております。このため、島根県におきましても、飼料用米等の生産拡大に取り組みまして、中山間地域を含めた水田のフル活用を図ってまいりたいというふうな考えております。

次に、米の需給と価格の安定を図ることは国の責任であり、国は引き続き、その対応に責任を持って取り組むことが必要と考えるが、どのように認識しているのかというお尋ねがございました。

現行の生産調整というものは、国が各都道府県に対しまして、生産数量目標を配分するという形で行われておりますけれども、これはJA等の生産出荷団体が適切に需要に応じた生産を実施するために必要となる米の需要量に関する情報の一つとして国が提供しているものでございます。今回の米政策の見直しの中では、国は今後5年間で米の需要量に関する情報として、現在の全国段階の需給情報に加えまして、次のような情報を提供する環境を整備することとされています。1つには、都道府県別の米の契約、販売の状況、これを毎月提供する。それから、2つ目に、都道府県別の米の在庫量の推移、これも毎月でございます。3つ目に、都道府県段階のよりきめ細かい価格の情報、これも毎月提供するという環境を整備することとしております。

その上で国は、こうした環境が整えば、生産数量目標というこれまでの米の需要量に関する情報がなくても、生産者や集荷業者、団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行える状況となる。そのことによって、米の需給と価格の安定が図られるというふうな説明をされております。このため、県といたしましては、国において責任を持ってこのような環境整備をしていただく必要があるというふうな考えております。

次に、今後4年間の生産数量目標の見直しについてお尋ねがありました。

米の需要につきましては、人口の減少でございますとか、食生活の多様化等に伴いまして、全国的に需要、消費量の減少が続いておりますから、この傾向は今後も続くことが想定されます。国の算定した全国の需要見直しによりましても、今後毎年約8万トン程度の需要量の減少が見込まれております。生産数量目標はこのような全国の需要見直しをベースといたしまして、各年の作況ですとか在庫量を考慮して決まってくるものと考えております。

・転作について

次に、大きな2つ目の項目、転作についてでございます。

議員からは、米と転作作物のどちらをつくったほうが得なのか、生産者に自己責任で判断させるのでは

なく、何らかの調整の仕組みが必要と考える。新しい生産調整の仕組みはうまく機能するのかというお尋ねがございました。

今、御答弁申し上げましたとおり、国は、今後5年間でよりきめ細かい需給や価格の情報、販売の進捗ですとか、在庫の情報、そういった情報を提供する環境を整備することで、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑に需給に応じた生産が行える状況になるというふうにしております。そして、このような状況になったときには、集荷業者へ販売を委ねている生産者の方につきましては、集荷業者と相談をして、主食用米と非主食用米のどちらにどれだけ振り向けるのか。また、麦、大豆、地域作物等をどれくらい作るのかを決めていく。それから、みずから販売している生産者の方につきましては、主体的な経営判断で作物や面積等を決定することとなる、このように説明をされております。このため、繰り返しになりますけれども、国において責任を持ってこのような状況となるような環境整備をしていただくことが必要であるというふうに考えております。

次に、飼料用米の需給の状況と課題、水田の利活用の考え方についてお尋ねがありました。

飼料用米の需給の状況は、平成25年産の実需者との契約数量が約3,500トンに対しまして、供給見込み量が約3,000トンとなっております。平成26年産の最新の需要見込み量が約6,600トンに対しまして、生産の見込み量が約5,200トンであります。これらの需要量のうち54%が採卵鶏、40%が肉用牛で占められております。

飼料用米の需給における当面の課題といたしましては、1点目として、需要に見合う生産量の確保を図るために、収量向上に向けた技術指導を徹底していくということ。2つ目に、生産量の増加にあわせまして、カントリーエレベーターの処理保管能力の拡充が必要でありますので、来年度からその整備を支援していく。このような課題があるというふうに考えております。

また、主食用以外の水田の利活用につきましては、飼料用米を中心に水田のフル活用を進めることが必要と考えております。そのためには、1点目として、多収性専用品種の導入促進などにより、さらなる生産拡大を図りながら、需要の拡大が見込める肉用牛ですとか豚、ブロイラー、こういったほかの畜種でも需要の掘り起こし、それから拡大、こういったことを推進する必要があるというふうに考えております。

次に、産地交付金についてお答えします。

本県では、多様な水田農業の推進のため、従来の産地資金につきましては、より地域の実態に即した作物振興等ができるように、県ではなく、地域農業再生協議会において助成内容を設定してきております。こうした中で、平成26年度からは、産地資金が産地交付金ということで助成内容や財源が拡充されたわけがございますけれども、これまでと同様に、地域農業再生協議会を中心として、地域の特色のある作物振興が図られるよう支援をしていく考えでございます。

それから、耕畜連携の推進についてお尋ねがありました。

耕畜連携は、耕種農家から畜産農家に対しまして、家畜の飼料として稲のWCSですとか稲わらを供給し、反対に、畜産農家から耕種農家に対しましては、家畜ふん尿由来の堆肥を還元するなどの取り組みでございます。こういう取り組みは、飼料の安定的な確保や資源循環の促進など、地域の農業を維持していく上で極めて重要であるというふうに考えています。しかしながら、耕畜連携には耕種農家と畜産農家の連携を図るシステムを構築する必要があるということ、それからまた専用の機械整備に初期投資がかかること、こういった課題がございます。このため県では、耕種農家と畜産農家の間を取り持って、収穫や堆肥散布などの作業を専門的に請け負っていただくコントラクター組織、これの設立を進めているところでございます。これまでに、コントラクター組織の育成推進や収穫機械の導入に対する助成などを実施しておりまして、現在県内で8組織が活動していただいております。

今後、国の耕畜連携助成などを活用しながら、耕畜連携の取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

・日本型直接支払いについて

次に、大きな3つ目の項目でございます。多面的機能支払いについてでございます。

多面的機能支払いの地方負担、それから地域の事務負担の軽減についてお尋ねがありました。

多面的機能支払いの地方負担につきましては、国からは、この制度が地域政策でありまして、地方にも利益が及ぶものである。このため、地方にも負担をお願いするものであるというふうに聞いております。

また、地域の事務負担の軽減につきましては、国は活動組織向けに書類のひな形を用意するなど、できる限り事務手続の簡素化を図っていきたいというふうにしております。さらに、国の平成26年度当初予算では、県や市町村などの事務を支援する推進交付金、これが大幅に増額されておりますので、この交付金を活用いたしまして、活動組織の事務手続を支援する方を市町村が雇用するなど、地域の事務負担の軽減につなげていきたいというふうに考えております。

・農地中間管理機構について

大きな4つ目の項目、農地中間管理機構についてお答えいたします。

まず、中山間地域の農地の規模拡大、集積の進め方についてお答えいたします。

農地中間管理機構による農地の規模拡大や集積の進め方につきましては、法律で県が定めることになっております農地中間管理事業の推進に関する基本方針、これで定めることになっております。

議員御指摘の集落全体のビジョンづくりということは、事業推進において非常に重要な位置づけであるというふうに我々としても考えておりまして、この基本方針におきましても、集落ビジョンでございますとか、人・農地プランの作成、活用を推進いたしまして、これらと連動させて農地の集積を進めることを定める予定にしております。

また、中山間地域におきましては、今申し上げた集落ビジョンですとか、人・農地プランの中で、集落営農組織を地域の中心となる経営体と位置づけて、農地の集積を進めていきたいというふうに考えております。

次に、農地の受け手対策についてお答えいたします。

議員から御指摘がございましたとおり、農地中間管理事業を効果的に推進していくためには、集積された農地を利用することとなる受け手、すなわち担い手の育成確保対策が重要であるというふうに認識しております。このため基本方針の中で、農地中間管理事業を推進するための施策といたしまして、次の3つを定める予定としております。

1つ目には、耕作条件が悪く高齢化が進んでいる中山間地域等におきましては、集落営農組織の新規設立や法人化により地域の担い手を確保していくこと。2つには、これによっても担い手確保が困難な集落においては、既に法人化を行った組織等のサポート経営体との連携による協業化や作業の効率化を進めること。3つ目には、既存の個別経営体について規模拡大や法人化を進めるとともに、新規就農を希望する者や他業種からの農業参入等、意欲の高い担い手を幅広い分野から求めること。こういう3つを定める予定にしております。

県といたしましては、引き続き、集落営農の育成や法人化を支援するほか、来年度からは、広域連携の取り組みにつきましても支援をしてまいりたいというふうに考えております。あわせて、国に対しましても、経営体育成支援事業などの担い手対策の充実について、引き続き強く働きかけていきたいというふうに考えております。

次に、市町村との連携についてお答えいたします。

農地集積の推進に当たって、これまでも市町村との連携により進めてきたところでございますけれども、これから行われます農地中間管理事業におきましても、これまでと同様に、市町村と一体となって取り組むことが重要であるということは、議員の御指摘のとおりでございます。

そこで、基本方針におきましても、市町村との連携について定める予定にしております。具体的には、まず中間管理機構は、農地の出し手と受け手との間の調整業務など、地域の組織で実施したほうが効率的な業務を市町村へ委託する。こういったことなどによりまして、機構と市町村が連携した取り組みを進め

ること。また、2点目といたしまして、関係機関で構成する農地中間管理事業推進会議、こういう会議を設置いたしまして、情報交換や取り組みの推進ができる仕組みを設けること、こういったことを定める予定としておりまして、市町村との密接な連携、協力のもとに、機構の活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、農地の受け手の基盤整備、これにはきめ細かい多様な基盤整備が必要だというお尋ねでございました。条件不利地域できめ細かな多様な基盤整備が必要になるというのは、議員御指摘のとおりで、我々もそのように思っております。既存事業の中で、農業基盤整備促進事業という事業がございますけれども、この事業は、受益面積要件が課しておりません。それから、総事業費が200万円以上、受益者2者以上であれば実施できる、こういったことから、農家のニーズに沿ったきめ細かな農業基盤整備をスピーディーに展開することが可能となっております。また、この事業の農家負担につきましては、県といたしましては、来年度から軽減措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

このほかにも、国の農業競争力強化基盤整備事業というのがございますけれども、この事業につきましては、中山間地域における圃場整備等をきめ細かく推進するため、来年度から中山間地域の受益面積要件が20ヘクタールから10ヘクタールへと大幅に緩和されることとなっております。

県といたしましては、これらの事業を活用して、きめ細かな多様な基盤整備に努めていきたいというふうに考えております。

・今後の本県の主食用米流通販売について

最後に、売れる米づくりについてお答えいたします。

これまで売れる米づくりの一環として、卸や小売店などの実需者から支持される産地づくりを目指しまして、実需者に対するPR活動、産地説明会ですとか消費地での店頭の販促活動、こういった活動を行ってまいりまして、収穫前に販売先を確保する契約的取引というものを進めてきたところでございます。このような取り組みの中で、第1期戦略プランでは、ヘルシー元氣米ですとか、ハーブ米などの地域の特色のある米産地が育成され、目標販売額の60億円を達成したところでございます。

また、現在推進しております第2期戦略プランでは、新品種のつや姫を導入いたしまして、産地づくりと商品特性を生かした販路拡大というものを推進しているところでございます。

一方で、今回の米政策の見直しの中で、米の生産、販売の自由度が拡大して、産地間競争がより激しくなるということが予想されるものですから、契約的取引の一層の拡大に向けた販売戦略の検討が必要であるというふうに考えております。このため、第2期戦略プランを見直しまして、売れる米づくりの販売戦略をプロジェクトに位置づける、こういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。